

第1条 規約の適用

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、中部電力株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する子育て支援サービス「中部電力+Oh!」（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めたもので、本サービスを利用される皆様に適用されるものとします。本規約をご理解の上、本サービス利用の申し込みをして下さい。

第2条 用語

本規約において、次に掲げる用語は、次の意味で使用します。

- (1) 申込者 第7条（利用申込み）に従い、本サービスを申し込む者をいいます。
- (2) 契約者 申込者のうち、当社より第9条（申込の承諾）の承諾を受けた者をいいます。
- (3) 利用資格者 契約者及び契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスを利用できる個人をいい、本規約において、契約者とあわせて「契約者等」といいます。
- (4) 本サービス利用契約 契約者が本規約に同意することで当社との間で成立する本サービスに関する利用契約をいいます。
- (5) 諸規定等 協力事業者（e-暮らし株式会社）及び関連事業者（株式会社 CAMPFIRE、LINE 株式会社）が、別途定める本サービスに関する詳細等を定めた規定（注意事項等を含みます。）をいいます。具体的には、e-暮らし株式会社が定める「e-暮らしサポート『暮らし安心会員』会員規約」（以下、「e-暮らし会員規約」といいます。）、株式会社 CAMPFIRE が定めるクラウドファンディングプラットフォーム CAMPFIRE（以下、「CAMPFIRE」といいます。）の利用に係る「利用規約」（以下、「CAMPFIRE 利用規約」といいます。）及び「ガイドライン」（以下、「CAMPFIRE ガイドライン」といい、CAMPFIRE 利用規約とあわせて以下、「CAMPFIRE 利用規約等」といいます。）、LINE 株式会社が定める「LINE 公式アカウント利用規約」（以下、「LINE 利用規約」といいます。）をいいます。
- (6) LINE LINE 株式会社が提供するコミュニケーションアプリをいいます。
- (7) 本件販売機器 契約者が買い受け、当社が契約者に売り渡す、当社が指定する本サービスの利用に用いる機器をいいます。具体的には、別紙に定めるホーム IoT サービスを構成する「ホームゲートウェイ Cube-J1」「環境センサ」「ミニカメラ」「モーションセンサ」をいいます。
- (8) スマートフォンアプリ 本サービスを利用するために必要な、Android OS、及び iOS 上で動作する本件販売機器の各種アプリケーションをいいます。
- (9) 設置先 契約者が当社に届け出た本件販売機器が設置される場所をいいます。
- (10) 登録情報 契約者が本サービス利用契約を締結するにあたり、当社の求めに応じて当社に対して提供する契約者を識別するための氏名、住所等の情報をいいます。
- (11) サービス関連情報 契約者等による本サービスの利用に基づいて、本件販売機器を介して当社が取得する契約者等の情報をいい、環境データやセンサの反応回数等をいいます。
- (12) ホーム IoT サービス 合同会社ネコリコが提供する「necolico HOME+サービス」を当社仕様にカスタマイズしたものをいい、お部屋やお子さまの様子を、本件販売機器やスマートフォンアプリを通じて確認することができるサービスです。
- (13) 暮らし安心会員サービス e-暮らし株式会社が別途定める e-暮らし会員規約に基づき提供する「暮らし安心会員サービス」であり、電話での子育て等に関するお悩みの相談サービスや、駆けつけ在宅確認、カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポートなどを受けることができるサービスです。

第3条 本規約の適用及び変更

- 1 本規約は、契約者等による本サービスの利用に関し、適用されるものとします。
- 2 暮らし安心会員サービスの利用条件については、本規約にて特段の定めがない限り、e-暮らし会員規約が適用されるものとします。
- 3 本サービスに関し、本規約に定める内容と諸規定等に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先的に適用されることを明示的に定める場合を除き、諸規定等に定める内容が優先的に適用されるものとしたします。
- 4 当社は、契約者の承諾を得ることなく、また、事前の予告なく、本規約を変更することがあります。その場合は、本サービスの内容その他の利用条件は、変更後の本規約に従います。
- 5 本規約を変更する場合は、契約者へメール又はLINEによって通知するものとしたします。その場合、本規約の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、契約者が第24条（契約者からの解約）に従って本サービスの利用を終了する手続きを取らない場合、かかる変更は当該契約者により承認されたものとみなします。

第4条 本サービス利用

契約者は、本サービスの利用にあたり、本規約及び諸規定等に従うとともに、利用資格者に本規約及び諸規定等を遵守させるものとします。

第5条 本サービスの内容

- 1 本サービスは、サービス関連情報を用いて当社が直接提供するホーム IoT サービスと、協力事業者へ連携を行う暮らし安心会員サービスから構成されるサービスであり、申込者には別紙に定めるプランのうちいずれかを選択していただきます。
- 2 契約者等は、本サービスの利用にあたり、本件販売機器を設置先の玄関やリビング等に配置し、当該本件販売機器をインターネット回線に接続すること及びスマートフォンアプリの利用ができることが必要です。
- 3 本サービスの対象地域は、日本国内（ただし、一部離島は除きます。）に限ります。

第6条 利用料金

- 1 契約者は、本サービスの利用にあたって、CAMPFIRE 利用規約第15条3項及びCAMPFIRE ガイドライン第2章第2条4項の定める方法により、別紙で定める利用料金（以下、「サービス料金」といいます。）を、支払うものとします。
- 2 本サービスの利用に伴い発生する電気・通信料金・電池の交換費用等については、契約者等の負担とし、当社は一切負担しないものとします。
- 3 暮らし安心会員サービスにおいて、次の各号に定める場合、契約者は、当該各号に定める利用料金を負担するものとし、e-暮らし株式会社に対し、e-暮らし株式会社が別途指定する方法により支払うものとします。
 - (1) 駆け付け在宅確認サービスを、利用期間中、3回目以降利用した場合の利用料金
8,000円/回（22時から翌5時までの深夜時間帯については、11,000円/回）
 - (2) 鍵・ガラス・水回りのトラブルサポートを1回あたり60分を超えて利用した場合の利用料金
1,000円/10分

第7条 利用申込み

- 1 申込者は、本規約及び諸規定等に同意した上で、「CAMPFIRE」における当社起案のプロジェクトへの支援を通じて本サービスの利用申込みを行うものとします。なお、本サービスは、当社と契約者の間の取引であり、株式会

社 CAMPFIRE は本規約に基づく権利義務の当事者ではありません。

- 2 申込者は、CAMPFIRE 利用規約を承認の上、プロジェクトの支援を行うものとします。当社は、申込者の支援をもって、本サービスの利用申込みと扱います。
この場合、本サービスに含まれるくらし安心会員サービスについては、e-暮らし会員規約第 2 条は適用されず、「CAMPFIRE」での利用申し込みと別に、加入申込書を提出する必要はありません。
- 3 申込者は、本サービスの利用申込みにあたり、申込者の責任において、本件販売機器等を利用する利用資格者及び設置先の建物の権利者等に、本件販売機器等の設置場所、影響等について説明し、承諾を得るものとします。

第 8 条 未成年者等

- 1 申込者（契約者）が未成年者の場合、親権者又は後見人の同意を得た上で、前条に規定する本サービス利用の申込み及び第 24 条（契約者からの解約）に規定する解約を行って下さい。
- 2 申込者（契約者）が被保佐人又は被補助人であって、法律上、保佐人又は補助人の同意を得ることが必要である場合、保佐人又は補助人の同意を得た上で、前条に規定する本サービス利用の申込み及び第 24 条（契約者からの解約）に規定する解約を行って下さい。

第 9 条 申込の承諾

- 1 当社は、申込者が、第 7 条（利用申込み）に従い本サービス利用の申込みを行い、申込者が以下の各号を満たす場合、当該申込みが到達した時点をもって申込みを承諾するものとし、当社が承諾した時点をもって本サービス利用契約が成立するものとします。
 - (1) 申込み内容に虚偽の記載、誤記、記載漏れ、又は入力漏れが無い場合
 - (2) 本サービスの利用を希望する申込者が、第 8 条（未成年者等）1 項に定める未成年者であれば、申込みの際に自らの親権者又は後見人の同意を得ている場合
 - (3) 本サービスの利用を希望する申込者が、第 8 条（未成年者等）2 項に定める被保佐人又は被補助人のいずれかであれば、申込みの際に自らの保佐人又は補助人の同意を得ている場合
 - (4) 本件販売機器の設置先が一部離島を除く日本国内である場合
- 2 前項の規定により、本サービス利用契約が成立した場合、「CAMPFIRE」の指定する期日内に所定の方法にてサービス料金をお支払ください。

第 10 条 本件販売機器の納入及び所有権の移転

- 1 当社は、本件販売機器を当社の指定する業者（以下、「本工事事業者」といいます。）により納入するものとします。
- 2 当社は、本サービス利用契約締結後、契約者が当社へ通知した住所へ本件販売機器を配送するものとします。なお、本件販売機器の配送の時期については、別途当社が定めるものといたします。また、かかる納入の完了をもって、当社の引き渡し義務が履行されたものとします。
- 3 本件販売機器の所有権は、当社が契約者に本件販売機器を納入した時点で、契約者へ移転するものとします。

第 11 条 通信環境の準備

- 1 契約者等は、ホーム IoT サービスの利用にあたり、インターネット及び Wi-Fi ネットワークに接続するために必要な機器の準備及び環境の設定を、自己の費用と責任において行うものとします。

- 2 前項において契約者等が準備した機器に不具合があったり、当社指定の環境や条件を満たしていないことによりホーム IoT サービスの利用ができないときは、契約者等自身の費用と責任で解決を図るものとし、当社は、責任を負いません。

第 12 条 本件販売機器の設定手続

- 1 契約者等は、本件販売機器の取扱説明書等の指示に従い、契約者等の責任で本件販売機器の設定をすることとします。
- 2 本件販売機器の設定が適切に行われていない場合、第三者による不法操作を受ける等の危険があります。契約者等は、自らの責任において、適切に設定手続を行って下さい。本件販売機器の設定が適切に行われていないことを原因として損害が生じた場合、当社は責任を負いません。

第 13 条 スマートフォン端末等の設定手続

- 1 ホーム IoT サービスのご利用には、スマートフォン端末等が必要となります。ただし、スマートフォン端末等の種類によっては、このサービスのご利用ができない場合があります。
- 2 前項において契約者等が準備したスマートフォン端末等に不具合があったり、当社指定の環境や条件を満たしていない場合等でホーム IoT サービスの利用ができないときは、契約者等自身の費用と責任で解決を図るものとし、当社は、責任を負いません。
- 3 契約者等がホーム IoT サービスを利用するには、スマートフォン端末等に LINE をインストールして契約者アカウントを作成し、当社アカウント「中部電力+Oh!」を「友だち」に追加し、LINE の当社アカウントにおいて指示する手続に従い、合同会社ネコリコが管理するネコリコアカウントを作成する必要があります。LINE のインストール方法については、LINE 株式会社のホームページを参照して下さい。

第 14 条 訪問設置サポートについて

- 1 契約者等のうち訪問設置サポートの希望者（以下、「希望者」といいます。）に対しては、本工事事業者が、本件販売機器の設置先にご訪問し、設置サポートを行います。なお、サポート内容は以下の通りです。
 - (1) 本件販売機器の設置・設定のサポート
 - (2) スマートフォンアプリのインストール・設定のサポート
 - (3) 代表的な使用例のご紹介
- 2 希望者は、本工事事業者による当該訪問にあたり、本工事事業者との間で事前に工事予定日を調整するものとし、当該工事予定日において本工事事業者に設置工事を実施させるものとしたします。なお、希望者と本工事事業者との間で工事予定日の調整を行ったにもかかわらず、当該工事予定日に希望者が設置先に不在であった場合は、希望者は本工事事業者と再工事予定日を別途協議するものとしたします。
- 3 希望者は、本工事事業者による本件販売機器の設置作業に立ち会うものとしたします。
- 4 希望者側で準備した機器に不具合があったり、当社指定の環境や条件を満たしていない結果、ホーム IoT サービスの利用ができない場合については、希望者自身の費用と責任で解決を図るものとし、当社は、責任を負いません。
- 5 希望者は、必要に応じて本工事事業者が本件販売機器を設置先の壁面や扉、窓等にネジ又は両面テープ等で固定・設置することを予め承諾するものとしたします。なお、機器不良又は本サービス利用契約の解約における本件販売機器の交換・撤去において、本件販売機器を取り外した箇所の復旧は契約者が自らの費用と責任で行うものとしたします。
- 6 当社は、本工事事業者が本件販売機器の設置後にホーム IoT サービスの正常稼働の確認をとった後発生する設

置に関する事案を再度の訪問設置サポートの利用対象外といたします。ただし、本件販売機器自体に関する不具合、故障、トラブルに関しては当社が設ける本サービスサポートデスクにてサポートサービスを提供するものといたします。

- 7 当社は、工事予定日に天災等が発生した場合は、本工事事業者を通して、希望者と再工事予定日を別途調整するものとします。

第 15 条 相談窓口と修理における対応について

本件販売機器の設定手続・使用方法についてご不明な点があるときは、当社が指定する本サービスサポートデスクにお問い合わせ下さい。

第 16 条 初期不良及び返品、修理における対応について

- 1 契約者は、本件販売機器について、納入当初から正常に動作しない状態である場合（隠れた瑕疵を含みます。）若しくは納入当初から汚れがある場合（以下、「初期不良」といいます。）、納入に起因して破損が生じた場合、又はその他当社の責めに帰すべき事由による商品手配違い等が生じた場合には、当社が指定する本サービスサポートデスクに対し、速やかに通知するものとします。
- 2 当社は、前項の通知が第 17 条（利用開始日、サービス利用期間）2 項に定める利用期間内になされた場合、本件販売機器について代替物を納入することとします。
- 3 当社が引渡した本件販売機器に瑕疵が存在した場合の当社の責任は、前項に限られるものとします。
- 4 本件販売機器について、契約者等の責めに帰すべき事由に基づく場合又は以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しないものとします。
 - (1) 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害又は異常電圧等の不慮の事故による場合
 - (2) 接続時の不備に起因する場合又は接続している他の機器に起因する場合
 - (3) 取扱説明書等の記載事項に反する使用及び保管による場合
 - (4) 契約者等が改造、調整、部品交換等を行った場合
 - (5) その他、本件販売機器引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適當な取扱いによる場合
- 5 当社及び本工事事業者は、本件販売機器の機能の維持、拡張、復旧等のため、必要があると認めるときは、予め契約者等に通知の上、随時本件販売機器の設置場所に立ち入ることができるものとします。

第 17 条 利用開始日、サービス利用期間

- 1 本件販売機器を用いたホーム IoT サービスの利用開始日は、LINE 上で本規約を再確認した日とします。ただし、本件販売機器がお客さまの指定する配送希望場所に届いた日からその日が属する月内に LINE 上で本規約の再確認がなされない場合は、本件販売機器が契約者の指定する配送希望場所に届いた日が属する月の末日を利用開始日とします。
- 2 本件販売機器を用いたホーム IoT サービスの利用期間は、前項で定める利用開始日から 6 カ月経過した日が属する月の末日迄とします。ただし、アンケート等の調査にご協力頂ける場合は、「別途当社が定める日」までホーム IoT サービスを継続してご利用いただけます。なお、「別途当社が定める日」については、当該日の 1 か月前までに当社よりお客さまへ事前に通知するものとします。
- 3 ぐらし安心会員サービスの利用開始日は、第 1 項で定める利用開始日と同一日とします。
- 4 ぐらし安心会員サービスの利用期間は、前項で定める利用開始日から 1 年経過した日が属する月の末日迄とします。

第 18 条 ID 等の管理

- 1 契約者等は、自己の責任において、本サービスに関する ID・パスワード等を適切に管理するものとします。また、契約者等はこれを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- 2 契約者等は、本サービスに関する ID・パスワード等の喪失、盗難等が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告する等、適切な対応をするものとします。当社が契約者から報告を受けた場合及び当社自身が ID 等の喪失、盗難等の事態に気づいた場合、当社は、正常な状態に戻るまでの間、当該 ID による本サービスの提供を停止することがあります。
- 3 本サービスに関する ID・パスワード等について、契約者等の管理が不十分であった場合、使用上の過誤があった場合、第三者による不正使用があった場合等によって、契約者等に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

第 19 条 契約者等の義務

契約者等は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する事項を遵守する義務を負うものとします。

- (1) 本規約及び諸規定等に従うこと
- (2) 経由する全てのネットワークの規則に従うこと
- (3) スマートフォンアプリ、LINE、及びスマートフォン端末等のファームウェアを最新のバージョンに保っておくこと

第 20 条 禁止事項

契約者等は、本サービスの利用につき、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスの利用にあたり、当社に対し虚偽又は架空の情報を提供する行為
- (2) 本件販売機器、スマートフォンアプリを改変し、又はリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆アセンブル、逆コンパイルその他これらに類する行為
- (3) 本件販売機器、スマートフォンアプリに利用されるプログラムの全部若しくは一部を複製、翻案、改変する行為、又は有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する行為
- (4) 本件販売機器の取扱説明書等に記載されている禁止事項に該当する行為
- (5) 当社及び本サービス提供のために利用されている当社以外の事業者の設備に無権限でアクセスする行為
- (6) 本件販売機器、スマートフォンアプリを本規約、又は諸規定等に違反する方法又は違反するおそれがある方法で利用する行為
- (7) 本サービスを、第三者に利用させる行為
- (8) 本サービスに利用されるサーバ等の運営を妨げる行為
- (9) 本サービスを違法な目的で利用する行為
- (10) 他人の許可なく個人情報を収集、利用する行為、又はこれらをしようとする行為
- (11) 本サービスを利用した営利活動行為、又は営利活動をしようとする行為
- (12) 本サービスに関する ID・パスワード等を不正使用する行為
- (13) 当社若しくは第三者の特許権、著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (14) 当社及び第三者の財産権、プライバシー権等の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (15) 当社及び第三者を不当に差別し、又は誹謗中傷・侮辱する行為、若しくは、当社及び第三者への不当な差別を助長し、又はその名誉・信用を毀損する行為
- (16) 犯罪行為、又は犯罪行為に結びつくおそれのある行為

- (17) 本件販売機器に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為
- (18) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (19) コンピュータウィルス等の有害なコンピュータプログラムを使用、送信、提供する行為、又はそれらを支援、推奨する行為
- (20) 法令若しくは公序良俗に違反する行為、又はそのおそれがある行為
- (21) その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為

第 21 条 本サービスの中断

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスに関わるネットワーク、システム、設備等の点検、保守その他の工事等を行う場合及び事件・事故により本サービスに関わるネットワーク、システム、又は設備等が停止した場合
 - (2) 天災地変その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 通信障害等、本サービスの提供を不可能又は著しく困難にする事情が生じた場合
 - (4) LINE 又はスマートフォンアプリに不具合等が発生した場合等で、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 法令又は管轄官公庁の求めるところに従う場合
 - (6) その他、当社が、中断が必要であると判断した場合
- 2 当社は、前項により本サービスを中断する場合には、予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 本サービスに関わる設備、システム若しくは本サービスに異常、故障若しくは障害が生じた場合、又は本サービスに関わる設備若しくはシステムが滅失又は毀損し、本サービスを提供できないことを当社が知った場合、当社は速やかにその設備、システム、又は本サービスを復旧するよう努めるものとします。
- 4 本サービスの中断に伴い、当社はサービス料金の返金をすることはございません。

第 22 条 本サービスの一時停止

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が定める期間、本サービスの提供を一時停止することができるものとします。
 - (1) 契約者等が、本規約及び諸規定等に違反した場合
 - (2) 契約者等が第三者に支障を与える使い方で本サービスを利用した場合
 - (3) その他、当社が、本サービスの提供を不相当と判断した場合
- 2 当社は、前項により本サービスを一時停止する場合には、予めその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 本サービスの一時停止に伴い、当社はサービス料金の返金をすることはございません。

第 23 条 契約者等の氏名等の変更、設置場所の変更

- 1 契約者は、契約者等の氏名、住所、サービス料金の支払方法等、契約者が当社に届け出た情報に変更がある場合には、当社が定める方法により速やかにその旨を当社が設ける本サービスサポートデスクに届け出るものとします。なお、契約者は、当該届け出がない場合に、当社が本サービスを提供しない場合があることを予め承諾するものとします。
- 2 当社は、前項の届出があったときは、契約者に対し、当該届出内容の事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
- 3 当社は、契約者が第 1 項の届出を怠ったことによって契約者等に生じた損害について、一切責任を負いません。

第 24 条 契約者からの解約

- 1 契約者は、メール又は電話にて当社が設ける本サービスサポートデスクに解約の申し出を行うことにより、本サービスのうちホーム IoT サービスを解約できるものとします。
- 2 契約者は、電話にて e-暮らし株式会社が設ける専用フリーダイヤルに解約の申し出を行うことにより、本サービスのうち暮らし安心会員サービスを解約できるものとします。
- 3 サービス解約に伴い、解約したサービスの利用はできなくなります。
- 4 サービス解約に伴い、当社はサービス料金を返金することはありません。
- 5 サービス解約に伴う設置機器の撤去・処分については、当該契約者等ご自身の費用と責任において行うものとします。

第 25 条 当社からの解除

- 1 契約者等が本規約又は諸規定等に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、違反が是正されなかった場合、当社は、本サービス利用契約を解除し、サービス提供を終了することができます。
- 2 契約者等に、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社は、通知催告等何らの手続をすることなく、本サービス利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第 33 条（反社会的勢力の排除）に反する事実が判明した場合
 - (2) 当社の業務に支障を来たす行為をした場合
 - (3) 契約者が死亡した場合
 - (4) 契約者が権利能力を失った場合
 - (5) 当社に通知した住所に本件販売機器を配送したにもかかわらず、契約者等の不在等により本件販売機器の引き渡しができず、かつ本件販売機器を発送したときから一定期間が経過してもなお当該契約者等から何らの連絡も無い場合
 - (6) 契約者等が本件販売機器を担保に供し、譲渡し、又は、転売したことが判明した場合
 - (7) その他本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
- 3 当社は、第 1 項の規定により本サービス利用契約を解除しようとするときは、予め当該契約者にその旨を通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定により本サービス利用契約が解除された場合でも、契約者に対する当社の損害賠償請求権は妨げられないものとします。また、当社は、解除により当該契約者等に生じた損害について一切の責任を負いません。
- 5 当社からの契約解除に伴い、当社はサービス料金の返金をすることはありません。

第 26 条 本サービスの提供終了

- 1 利用期間終了後、本規約に基づく利用期間が満了したサービスの提供を終了いたします。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難であると当社が判断した場合、利用期間満了日を待たずに本サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
- 3 当社は、前項により本サービスの提供を終了する場合には、予めその旨をメール又は LINE により契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、第 1 項及び第 2 項による本サービスの提供終了により、契約者等に生じる損害について一切の責任を負いません。また、当社は本サービスの提供終了に伴い、サービス料金の返金をすることはありません。

- 5 本件販売機器を用いたホーム IoT サービスについては、第 1 項で定める利用期間終了に伴うサービスの提供終了の前に、当社にて新たに代替となるサービスがあれば当該サービスでの新たな契約を当社からご紹介する場合があります。このサービスへの移行の案内は別途当社の定める方法において行うこととし、移行に伴い発生する費用・責任については契約者の負担となります。なお、合同会社ネコリコが提供する「necolico HOME+サービス」への移行の案内は実施いたしません。
- 6 暮らし安心会員サービスについては、第 1 項で定める利用期間終了に伴うサービスの提供終了の前に、e-暮らし株式会社から契約者に契約継続の意思確認書類を送付いたします。その際、所定の期日までに契約継続の意思表示の申し出があった場合は、契約者と e-暮らし株式会社との間で、e-暮らし株式会社が提供する暮らし安心会員サービスの利用契約が成立するものとし、その有効期限は 1 年間とします。なお、当該利用契約の成立日及び利用開始日は e-暮らし株式会社が別途定めるものとし、一方、契約継続の意思表示がなされなかった場合については、第 17 条（利用開始日、サービス利用期間）4 項で定める利用開始日から 1 年経過した日が属する月の末日をもって解約となります。

第 27 条 個人情報の取扱い

当社は、契約者等の個人情報について、当社 HP「個人情報のお取扱いについて」に基づいて適切に取り扱います。(URL : <https://www.chuden.co.jp/privacy/index.html>)

第 28 条 知的財産権の取扱い

- 1 本サービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権等の一切の知的財産に関する権利は、当社又は協力事業者に帰属します。
- 2 契約者等は前項に規定する権利を当社の予めの承諾なく利用、複製等することはできません。また、当社が、本サービス利用契約の申し込みを承諾したとしても、当社等に帰属する知的財産権を契約者等に許諾したことにはなりません。

第 29 条 業務の委託並びに業務に付随する情報の委託先及び協力事業者への提供

当社は、本サービスに基づく当社の業務の一部を第三者に委託して行わせることができるものとし、また、当社は、原則として情報の第三者提供はいたしません。また、必要な範囲において、契約者が当社に届け出た登録情報、履歴情報、サービス関連情報等を当該委託先、及び協力事業者に開示することができるものとし、

第 30 条 本サービスの利用不能による損害

当社は、当社の責めに帰すべき事由を原因として、契約者等が本サービスの利用ができなくなった場合を除いて、一切の責任を負いません。

第 31 条 免責

- 1 当社は、本サービスが、契約者等の特定の目的に適合すること、契約者等が期待する機能・価値を有すること、契約者等による本サービスの利用が法令に適合すること及び本件販売機器に不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- 2 本サービスの利用に関連して発生した次の各号の損害について、当社は賠償する責任を負わないものとし、
 - (1) 第 20 条（禁止事項）に該当する行為に起因した損害
 - (2) 本サービスのシステムメンテナンス等、当社がサービスを停止することに起因して発生した損害
 - (3) 当社、電気通信事業者及び携帯電話事業者のメールサーバ、ネットワーク回線、スマートフォン端末等、シス

- テムの制約や障害により、情報の受信遅滞・未達等、本サービスの提供が困難になったことによる損害
- (4) 契約者等が電波の届かない場所に本件販売機器を設置したこと、本件販売機器やスマートフォン端末等の電池切れ等の原因により、情報の受信遅滞又は未達が発生したことに起因する損害
 - (5) 地震、台風、豪雪、豪雨等の天災地変が生じ、不可抗力によって当社が本サービスを実施できなくなったことによる損害
 - (6) 本サービスに関して契約者等同士又は契約者等と第三者間で生じた紛争から発生した損害
 - (7) 本件販売機器の瑕疵によって発生した損害
 - (8) 本件販売機器の破損、紛失、盗難により、本サービスを利用できなくなったことに起因する損害
 - (9) 本規約及び諸規定等に定めた内容に従わなかったことによって発生した損害
 - (10) インターネット障害、システム障害、スマートフォンアプリやLINE上の障害及びサーバ上の障害が発生し、本サービスの利用ができなくなったことに起因する損害
 - (11) 当社が本サービスを変更、停止又は中止したことに起因する損害
 - (12) 当社の責めに帰すべき事由以外の原因によって、本サービスを実施できなかった場合の損害
 - (13) 不正アクセス、不正な改変がなされて利用できなかった場合又は第三者によるなりすましによって発生した損害
 - (14) 本サービスを実施するにあたり、契約者等による第三者への権利の侵害があったときに第三者から損害賠償請求を受けたことによる損害
 - (15) 本サービスの仕様の変更により、機能の一部又は全部が利用できなくなることによる損害
 - (16) 前号の他、本サービスの仕様の変更により、契約者等が入力、利用していた情報が消去されてしまい復元できなかった場合の損害
 - (17) 契約者等のスマートフォン端末等にインストールしているウィルスソフトによって本サービスの一部または全部が実施できない場合の損害
 - (18) 契約者等が利用しているスマートフォン端末等に対し、外部からのウィルスに感染したことによって本サービスの一部または全部が実施できない場合又は支障が生じ、作動に不具合が生じた場合の損害
 - (19) 前各号の他、当社の責めに帰さない事由により生じた場合の損害

第32条 損害賠償

契約者は、契約者等が故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対してその損害を賠償するものとします。

第33条 反社会的勢力の排除

- 1 契約者は、契約者等が次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- 2 契約者は、契約者等が、本サービスの利用に関して、自ら又は第三者を利用して次のいずれにも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 契約者等が第1項又は第2項の保証に違反した場合又は本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、当社は、何等の通知催告を要することなく、本サービス利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
- 4 前項の規定に基づき、当社が本サービス利用契約の全部又は一部を解除した場合、契約者は、当社に対し、解除により生じた損害について賠償を請求することができないものとします。

第34条 譲渡禁止

契約者等は、本サービス利用契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第35条 分離可能性

本規約の条項の一部が、違法又は法的強制力がないと判断された場合であっても、本規約のその他の条項の有効性又は法的強制力には何等の影響も与えず、継続して完全な効力を有するものとします。

第36条 準拠法

本サービス利用契約に関しては、日本法を準拠法とします。

第37条 管轄裁判所

本サービス利用契約に関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとします。

第38条 協議

本規約に定めのない事項その他本規約の条項に関し、契約者と当社との間で疑義を生じたときは、両者間で誠意をもって協議するものとします。

この規約は2020年8月21日から実施します。

附則

制定日：2019年12月16日

【別紙】

1. 本件販売機器 ※各1台

	ホームゲートウェイ Cube-J1	環境センサ	ミニカメラ	モーションセンサ
イメージ				
製品概要	家のWi-Fiに接続してご利用ください。	Cube-J1とBLEで接続する小型の環境センサです。スマホから温度、湿度、照度、気圧、騒音、eTVOC情報がリアルタイムで確認できます。	Cube-J1とUSBケーブルを接続することで、スマホからライブ映像が随時確認できます。	Cube-J1とBLEで接続するモーションセンサです。モーションセンサが動きを検知すると、カメラが前後合わせて30秒間を録画（Cube-J1の内部メモリに保存）して、スマホに通知します。
規格	BLE (Bluetooth® low energy) Wi-Fi b/g/n (2.4GHz)、ac (5GHz) Wi-SUN (スマートメーター接続用)	BLE (Bluetooth® low energy) 通信距離：約10m※1	最大130万画素 (HD720P@30FPS) レンズ画角：120° 赤外線ライト暗視機能つき 赤外線範囲：5m	BLE (Bluetooth® low energy) 通信距離：約10m※1
サイズ	48mm×48mm×43mm	29.1mm×14.9mm×7.0mm	46mm×46mm×58mm	56mm×38mm×7mm
重量	80g	2.9g	125g	10g
供給方式	AC100Vー240V 50/60Hz	5V (USB給電)	5V (USB給電)	コイン電池 (CR2032x1個)
その他	対応するOSプラットフォーム iOS 10/Android 5以上	ACアダプタ付き	接続ケーブル長さは約1.5mです。	

1.通信距離は通信機器間の障害物や電波状況、お使いの機器の使用状況などにより変化します。

2. 暮らし安心会員サービス

詳細はこちら→<https://www.e-kurashi.co.jp/member/member-service/>

3. プラン・サービス料金

プラン	内訳のサービス	サービス料金
スタートパックプラン	ホームIoTサービス + 暮らし安心会員サービス	12,000 円
手軽に追加プラン	ホームIoTサービス	8,400 円

なお、どこニャン GPS BoT を既にご利用頂いている方には、どこニャン割付プランとして 20%割引した「9,600 円」「6,720 円」でお値打ちに販売致します。